

質問の回答(東由木地区公園)

	質問内容	回答
1	要求水準書に体験学習施設(自然館)に関する記載がないが、開館時間や開館日は「八王子市都市公園条例施行規則 別表第2」に基づいて行えばよいか	そのとおりです。
2	要求水準書の指定管理者が行う業務の範囲に、「体験学習施設の利用承認」についての記載がないが、八王子市都市公園条例第6条(運動施設等の使用承認)に基づいて行えばよいか	そのとおりです。